

# 障害福祉サービス等報酬改定検討チームの 議論の状況について（第23回開催分）

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

# 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定の 基本的な方向性について（案）

令和2年12月11日

障害福祉サービス等報酬改定検討チーム

## はじめに

- 障害福祉サービス等報酬改定検討チーム（以下「検討チーム」という。）においては、令和3年度障害福祉サービス等報酬改定（以下「令和3年度報酬改定」という。）に向けて、本年2月よりこれまで17回にわたって議論を行うとともに、この間に、46の関係団体からヒアリングを実施した上で、各サービスの報酬等の在り方について検討を積み重ねてきた。
- これまでの議論を踏まえ、令和3年度報酬改定の基本的な方向性について、以下の主要事項(案)に沿って、基本的な考え方の整理を行った上で、報酬改定の基本的な方向性を取りまとめることとした。

### <報酬改定における主要事項(案)>

- 1 障害者の重度化・高齢化を踏まえた障害者の地域移行・地域生活の支援、質の高い相談支援を提供するための報酬体系の見直し等
- 2 効果的な就労支援や障害児者のニーズを踏まえたきめ細やかな対応
- 3 医療的ケア児への支援などの障害児支援の推進
- 4 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの推進
- 5 感染症や災害への対応力の強化等
- 6 障害福祉サービス等の持続可能性の確保と適切なサービス提供を行うための報酬等の見直し

- 具体的な改定内容については、介護報酬における対応等を踏まえつつ、今後の予算編成過程を経て決定されるものである。

### 【これまでの開催実績】

- 第6回：令和2年2月4日（火）報酬改定の検討開始、各種調査の検討
- 第7回：令和2年6月19日（金）今後の検討の進め方について
- 第8～12回：7/9・7/16・7/21・7/30・8/7 関係団体ヒアリング
- 第13回：令和2年8月27日（木）ヒアリングまとめ、主な論点案
- 第14回：令和2年9月11日（金）個別検討（共同生活援助、自立生活援助等）
- 第15回：令和2年9月24日（木）個別検討（就労系サービス）
- 第16回：令和2年10月5日（月）個別検討（障害児通所支援）
- 第17回：令和2年10月12日（月）個別検討（障害児入所施設、訪問系サービス）
- 第18回：令和2年10月21日（水）個別検討（施設入所支援、生活介護、短期入所等）
- 第19回：令和2年10月30日（金）個別検討（計画相談支援、障害児相談支援等）

- 第20回：令和2年11月12日（木）経営実調結果等の公表、個別検討（就労系サービス）
- 第21回：令和2年11月18日（水）個別検討（共同生活援助、障害児通所支援等）  
感染症や災害への対応、横断的事項（地域区分等）
- 第22回：令和2年11月27日（金）横断的事項（人材確保・業務効率化等）
- 第23回：令和2年12月11日（金）報酬改定の基本的方向性の整理・取りまとめ

### 【今後のスケジュール（予定）】

- 令和2年12月：令和3年度政府予算編成
- 令和3年2月：令和3年度障害福祉サービス等報酬改定案の取りまとめ
- 3月：関係告示の改正、通知等の発出
- 4月：改定後の障害福祉サービス等報酬の適用

# 1 障害者の重度化・高齢化を踏まえた障害者の地域移行・地域生活の支援、質の高い相談支援を提供するための報酬体系の見直し等

## 基本的な考え方

- 障害者の重度化・高齢化を踏まえた地域移行・地域生活の支援のために、地域における生活の場である共同生活援助について、重度化・高齢化に対応するための報酬等の見直しを行うとともに、生活介護等における重度障害者への支援の評価を行う。
- 障害者が地域で安心して一人暮らしを継続できるよう、自立生活援助の整備促進のための見直しを行うとともに、障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、地域生活を支えるために整備を進めている地域生活支援拠点等の機能の充実を図る。
- 相談支援を担う人材の養成と地域の体制整備による質の高い相談支援を提供するための報酬体系の見直しを行う。

## 主な改定項目等

- (1) 共同生活援助における重度化・高齢化に対応していくための報酬の見直し
  - ① 重度障害者支援加算の対象者の拡充（強度行動障害を有する者に対する評価）及び医療的ケアが必要な者に対する評価
  - ② 日中サービス支援型等の基本報酬の見直し
  - ③ 強度行動障害を有する者の受入れ促進のための体験利用の評価
  - ④ 夜間支援等体制加算の見直し
  - ⑤ 重度障害者の個人単位での居宅介護等の利用の特例的取扱いの継続
- (2) 自立生活援助の整備を促進するための報酬・人員基準等の見直し
  - ① 人員基準の緩和
  - ② 標準利用期間の更新の取扱いの見直し
  - ③ 自立生活援助サービス費（I）の対象者の拡充
  - ④ 同行支援加算の見直し
  - ⑤ 夜間の緊急対応・電話対応の新たな評価
- (3) 地域生活支援拠点等の機能の充実を図るための見直し
  - 市町村が地域生活支援拠点等として位置づけた短期入所事業所や緊急対応を行う訪問系サービス、自立生活援助、地域定着支援事業所について、地域生活支援拠点等としての役割を評価
- (4) 生活介護等における重度障害者への支援の評価の見直し
  - ① 重度障害者支援加算における強度行動障害を有する者に対する利用開始時の支援の評価の見直しと算定要件の拡充
  - ② 重症心身障害者を支援している場合における新たな評価
  - ③ 常勤看護職員を手厚く配置し医療的ケアを必要とする障害者を支援している場合における新たな評価
- (5) 質の高い相談支援を提供するための報酬体系の見直し
  - ① 基本報酬及び特定事業所加算の見直し
  - ② 計画決定月及びモニタリング対象月以外における相談支援業務の評価

# 1 障害者の重度化・高齢化を踏まえた障害者の地域移行・地域生活の支援、質の高い相談支援を提供するための報酬体系の見直し等

## (1) 共同生活援助における重度化・高齢化に対応していくための報酬の見直し

- ① 重度障害者支援加算の対象者の拡充（強度行動障害を有する者に対する評価）及び医療的ケアが必要な者に対する評価
  - 重度障害者の受入体制を整備するために、重度障害者支援加算（※）について、施設入所支援の重度障害者支援加算（Ⅱ）と同様に、障害支援区分4以上の強度行動障害を有する者を算定対象に加える。  
※ 現在、重度障害者等包括支援の対象者（障害支援区分6で意思疎通に著しい困難を有する者のうち一定の要件を満たす者）に限定
  - 短期入所の医療的ケア対応支援加算と同様に、医療的ケアが必要な者に対する評価を行う。
- ② 日中サービス支援型等の基本報酬の見直し
  - 日中サービス支援型の基本報酬について、サービス創設の趣旨や手厚い人員体制の有効活用の観点から、重度障害者の受入のインセンティブが働くよう、現行報酬より重度者と中軽度者の報酬の差を拡大し、メリハリのある報酬体系に見直す。  
※ 介護サービス包括型・外部サービス利用型の基本報酬についても、重度障害者に配慮しつつ経営状況を踏まえた見直しを検討。
- ③ 強度行動障害を有する者の受入れ促進のための体験利用の評価
  - 強度行動障害を有する者が地域移行のためにグループホームにおいて体験利用を行う場合に、強度行動障害支援者養成研修・行動援護従業者養成研修の修了者を配置しているグループホームについては報酬上の評価を行う。
- ④ 夜間支援等体制加算の見直し
  - 夜間支援等体制加算（Ⅰ）について、夜間支援業務の実態を踏まえ、入居者の障害支援区分に応じたメリハリのある加算に見直した上で、入居者の状況に応じた手厚い支援体制の確保や適切な休憩時間の取得ができるよう、住居ごとに常駐の夜勤職員に加えて、事業所単位で夜勤又は宿直の職員を配置し、複数の住居を巡回して入居者を支援する場合には、更なる評価を行う。
- ⑤ 重度障害者の個人単位での居宅介護等の利用の特例的取扱いの継続
  - 重度障害者の個人単位の居宅介護等の利用の特例的取扱いについては、重度障害者の受入体制を確保する観点から、引き続き継続する。

## (2) 自立生活援助の整備を促進するための報酬・人員基準等の見直し

- 自立生活援助の整備を促進するために、サービス管理責任者の兼務や標準利用期間の更新の取扱いを見直すとともに、自立生活援助サービス費（Ⅰ）の対象者の拡充、同行支援の評価の見直し及び夜間の緊急対応・電話対応の新たな評価を行う。
  - ① 自立生活援助を必要とする障害者にサービスが行き渡るよう、サービス管理責任者と地域生活支援員の兼務を認める。
  - ② 標準利用期間を超えて更にサービスが必要な場合については、原則1回ではなく、市町村審査会の個別審査を要件とした上で、複数回の更新を認める。
  - ③ 自立生活援助サービス費（Ⅰ）の対象者に、同居家族の死亡等により急遽一人暮らしをすることとなった者を加える。
  - ④ 同行支援加算について、同行支援の回数等の実態を踏まえ、加算の算定方法を見直す。
  - ⑤ 特に業務負担が大きい深夜帯における緊急対応や電話相談について新たに評価する。

# 1 障害者の重度化・高齢化を踏まえた障害者の地域移行・地域生活の支援、質の高い相談支援を提供するための報酬体系の見直し等

## (3) 地域生活支援拠点等の機能の充実を図るための見直し

- 市町村が地域生活支援拠点等として位置づけた短期入所事業所や緊急対応を行う訪問系サービス、自立生活援助、地域定着支援事業所について、地域生活支援拠点等としての役割を評価する。
  - ・ 市町村が地域生活支援拠点等として位置づけた居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援、自立生活援助、地域定着支援事業所について、地域生活支援拠点等としての役割を評価し、緊急対応を行った場合に加算等で評価する。
  - ・ 市町村が地域生活支援拠点等として位置づけた短期入所事業所におけるサービスについて、緊急対応した場合に限らず一定額を加算する。

## (4) 生活介護等における重度障害者への支援の評価の見直し

- ① 重度障害者支援加算における強度行動障害を有する者に対する利用開始時の支援の評価の見直しと算定要件の拡充
  - 利用者の状態確認や利用者が環境の変化に適応するためのアセスメント期間等を一定程度見直し、加算算定期間の延長及び加算の単位数の見直しを行う（施設入所支援も同様）。
  - 障害者支援施設が実施する生活介護を通所で利用している方に対し、支援計画を作成し、当該計画に基づいて支援を行った場合についても加算の算定を可能とする。
    - ※ 基本報酬について、経営状況を踏まえつつ、見直しの必要性を検討する。
- ② 重症心身障害者を支援している場合における新たな評価
  - 生活介護における重度障害者支援加算に「重症心身障害者を支援している場合」に算定可能となる区分を創設し、人員配置体制加算と常勤看護職員等配置加算に上乗せする形で評価する。
- ③ 常勤看護職員を手厚く配置し医療的ケアを必要とする障害者を支援している場合における新たな評価
  - 生活介護における常勤看護職員等配置加算に「常勤看護職員を3人以上配置」し、医療的ケアを必要とする障害者を一定数以上受け入れている場合に算定可能となる区分を創設する。



# 1 障害者の重度化・高齢化を踏まえた障害者の地域移行・地域生活の支援、質の高い相談支援を提供するための報酬体系の見直し等

## (5) 質の高い相談支援を提供するための報酬体系の見直し

### ① 基本報酬及び特定事業所加算の見直し

現行の特定事業所加算を踏まえ、段階別の基本報酬にするなど、以下の見直しを行う。

- 令和3年3月末までの措置とされていた現行の特定事業所加算Ⅱ及びⅣについては、これらに対応した基本報酬区分を設けることによって実質的に継続する。  
※ 基本報酬について、経営状況を踏まえつつ、見直しの必要性を検討する。
- 相談支援事業所における常勤専従職員の配置を促すため、現行の特定事業所加算Ⅳの「常勤専従の相談支援専門員を2名以上配置する」という要件を緩和した「2人のうち1人以上が常勤専従であること」を要件とする基本報酬区分を設ける。
- 複数の事業所の協働による体制の確保や質の向上に向けた取組を評価する観点から、地域生活支援拠点等を構成する指定特定相談支援事業所全体で人員配置要件や24時間の連絡体制が確保されていることをもって要件を満たすことを可能にするとともに、人材確保の困難性を踏まえ、他のサービスで認められている従たる事業所の設置を認める。
- 主任相談支援専門員の配置については、見直し後の基本報酬のいずれの区分においても、常勤専従の主任相談支援専門員を1人以上配置していることを別途評価することとし、現行の特定事業所加算Ⅰに対応する基本報酬区分の要件としては主任相談支援専門員の配置を求めない。

### ② 計画決定月及びモニタリング対象月以外における相談支援業務の評価

計画決定月又はモニタリング対象月以外の業務について、以下の要件を満たす業務については、報酬上の評価を検討する。

- 障害福祉サービスの利用申請から支給決定、サービスの利用開始（サービス等利用計画の策定）までの期間内に一定の要件を満たす相談支援の提供を行った場合、初回加算において更に評価する。  
※ 契約締結日を含む月以後、サービス等利用計画案提出月までに一定期間を要した場合であって、月2回以上の面接や同行等の対面による相談に応じた場合を想定。
- サービス利用中であって、モニタリング対象月以外の月に一定の要件を満たす支援を行った場合に評価する。  
※ ①サービスの利用調整に関連して、利用者の求めに応じ、自宅への訪問による面接を当該月に2回以上実施した場合、②利用者本人及び障害福祉サービス事業者等が参加するサービス担当者会議を開催した場合（モニタリング月以外）、③障害福祉サービス等の利用の調整に関連して、病院、企業、幼稚園、地方自治体等からの求めに応じ、当該機関の主催するカンファレンス・会議へ参加した場合を想定。
- サービス終了前後に、一定の要件に基づく他機関へのつなぎの支援を行った場合に評価する。  
※ 介護保険の居宅介護支援事業者等への引継に一定期間を要する者、又は、進学、就職等に伴いサービス等の利用を終了する者であって小・中・高校、特別支援学校、企業、障害者就業・生活支援センターとの引継に一定期間を要するものに対し、次の①～③のいずれかの業務を行った場合を想定。  
→ ①当該月に2回以上、自宅等を訪問することにより面談を実施、②他機関の招集する当該利用者に係る個別のケア会議に参加、③他機関との連携にあたり、連携機関の求める情報提供を書面により実施（この目的のために作成した文書に限る）。

## 2 効果的な就労支援や障害児者のニーズを踏まえたきめ細やかな対応

### 基本的な考え方

- 障害者の希望や能力、適性に応じた効果的な就労支援に向けて、就労系サービスについて、前回改定で導入した実績に応じた報酬体系の更なる見直しを行うとともに、支援効果を高める取組の評価や多様な就労支援ニーズへの対応等行う。
- 在宅生活の継続や家族のレスパイト等のニーズに応じるため、短期入所において、医療的ケアを要する者などの受入体制の強化を図るとともに、日中活動支援の充実を図る。
- 施設入所支援、訪問系サービスにおける利用者のニーズへのきめ細やかな対応を評価する。

### 主な改定項目等

- (1) 効果的な就労支援に向けた報酬・基準等の見直し
  - ① 就労移行支援における基本報酬の算定に係る実績（「就労定着率」）の算定方法の見直し 等
  - ② 就労定着支援における基本報酬の支給要件（「利用者との対面による1月1回（以上）の支援」）の見直し 等
  - ③ 就労継続支援A型における基本報酬の算定に係る実績（「1日の平均労働時間」）の見直し 等
  - ④ 就労継続支援B型における基本報酬の報酬体系の類型化 等
  - ⑤ 就労継続支援から一般就労への移行に対する更なる評価の設定 等
  - ⑥ 一般就労への移行や工賃向上等の更なる促進に向けた施設外就労加算の発展的な見直し
  - ⑦ 就労移行支援及び就労継続支援における在宅でのサービス利用に係る要件の緩和
  - ⑧ 基本報酬の算定に係る実績の取扱いに関する新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた柔軟な取扱い
- (2) 在宅生活の継続や家族のレスパイト等のニーズに対応した短期入所の受入体制の強化
  - ① 医療的ケアを要する者などの受入体制の強化を図るための特別重度支援加算の算定要件等の見直し 等
  - ② 保育士等の専門職を配置した上で実施する医療型短期入所における日中活動支援の新たな評価
- (3) 施設入所支援における口腔衛生管理、摂食・嚥下機能の支援に係る評価
- (4) 訪問系サービスにおける利用者のニーズへのきめ細やかな対応
  - ① 重度訪問介護における自動車によって障害者を移送する場合の駐停車時の緊急支援の評価
  - ② 同行援護、行動援護における従業者要件等の経過措置の延長
  - ③ 重度障害者等包括支援の対象者要件の見直し



## 2 効果的な就労支援や障害児者のニーズを踏まえたきめ細やかな対応

### (1) 効果的な就労支援に向けた報酬・基準等の見直し

- ① 就労移行支援における基本報酬の算定に係る実績（「就労定着率」）の算定方法の見直し 等
  - 「就労定着率」は、標準利用期間が2年間であることを踏まえ、直近2か年度の実績により算定するものとする。
  - 就労支援員について、同一法人内の就労継続支援事業所や就労定着支援事業所等との就労支援ノウハウの共有や人材利活用の観点から、常勤要件を緩和し、常勤換算による配置を可能とする。
- ② 就労定着支援における基本報酬の支給要件（「利用者との対面による1月1回（以上）の支援」）の見直し 等
  - 支給要件については、支援内容が多岐にわたり、個別性が高いものであること等を踏まえ、特定の支援内容を要件とするのではなく、どのような支援を実施したか等をまとめた「支援レポート」を本人その他必要な関係者と共有することを要件とする。
  - 実績に応じて設定する基本報酬の区分について、よりきめ細かく実績を反映するため、その範囲（「就労定着率9割以上」等）を見直す。
- ③ 就労継続支援A型における基本報酬の算定に係る実績（「1日の平均労働時間」）の見直し 等
  - 基本報酬の算定に係る実績について、「労働時間」、「生産活動」、「多様な働き方」、「支援力向上」及び「地域連携活動」の5つの観点から成る各評価項目の総合評価をもって実績とする方式（スコア方式）に見直す。
  - スコア方式による評価内容について、事業所ホームページ等による公表を義務づけるとともに、未公表の事業所は報酬上減算する。
- ④ 就労継続支援B型における基本報酬の報酬体系の類型化 等
  - 基本報酬について、工賃向上とともに、地域における多様な就労支援ニーズに対応する等の観点から、「平均工賃月額」に応じて評価する体系に加え、「利用者の生産活動等への参加等を支援したこと」をもって一律に評価する体系を新たに設ける。
  - 平均工賃月額に応じて評価する体系においては、工賃向上をより実現していくため、高工賃事業所の基本報酬を更に評価する。  
また、「利用者の生産活動等への参加等を支援したこと」をもって一律に評価する体系においては、地域での活躍の場を広げる取組として、生産活動の実施に当たって、地域や地域住民と協働した取組等を実施する事業所に対する加算を新たに設ける。  
※ 高工賃事業所に対する更なる評価や地域等と協働した取組に対する評価については、施設外就労加算を再編し、組み替えることで対応する。
- ⑤ 就労継続支援から一般就労への移行に対する更なる評価の設定 等
  - 一般就労への移行に対する更なる評価を実施する。また、更なる評価は、基本報酬の区分に応じてメリハリのあるものとする。さらに、就労継続支援から就労移行支援への移行についても一定の評価を新たに実施する。
  - 一般就労への移行促進を見込み、就労継続支援の福祉専門職員配置等加算における有資格者として作業療法士を新たに評価する。
- ⑥ 一般就労への移行や工賃向上等の更なる促進に向けた施設外就労加算の発展的な見直し
  - 施設外就労加算を廃止・再編し、一般就労への高い移行実績や高工賃を実現する事業所、地域連携の取組への評価に組み替える。
- ⑦ 就労移行支援及び就労継続支援における在宅でのサービス利用に係る要件の緩和
  - 在宅でのサービス利用について、新たな生活様式の定着を見据え、本人の希望や特性を踏まえつつ、更に促進するため、令和2年度に限って新型コロナウイルス感染症への対応として臨時的に要件緩和した取扱いを、令和3年度以降は常時の取扱いとする。
- ⑧ 基本報酬の算定に係る実績の取扱いに関する新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた柔軟な取扱い
  - 令和3年度の報酬算定に係る実績は、「令和元年度又は2年度を用いないことも可能（就労継続支援は30年度利用可）」とする。

## 2 効果的な就労支援や障害児者のニーズを踏まえたきめ細やかな対応

### (2) 在宅生活の継続や家族のレスパイト等のニーズに対応した短期入所の受入体制の強化

#### ① 医療的ケアを要する者などの受入体制の強化を図るための特別重度支援加算の算定要件等の見直し 等

- 医療型短期入所の整備促進を図る観点から、特別重度支援加算の算定要件や単価の見直しを行うとともに、経営状況等を踏まえ、基本報酬についても見直しを検討する。
- 医療型短期入所の対象者について、福祉型（強化）短期入所事業所では対応が困難な高度な医療的ケアが必要で強度行動障害により常時介護を必要とする障害児者等を加える。  
※ 医療型短期入所で準用している療養介護においては、医療的ケアが必要で強度行動障害を有する者など障害者支援施設での受け入れが困難な者についても、利用対象者となる旨を明文化する。

#### ② 保育士等の専門職を配置した上で実施する医療型短期入所における日中活動支援の新たな評価

- 発達支援や成長支援の知識・経験を有する保育士やリハビリテーションを行う専門職を配置した上で、当該専門職が日中活動に係る支援計画を作成し、その計画に基づいて日中活動支援を実施している場合における評価を行う。

### (3) 施設入所支援における口腔衛生管理、摂食・嚥下機能の支援に係る評価

- 介護保険における対応状況を参考に、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、職員に口腔ケアに係る技術的助言を行っている場合等に評価を行う。
- 経口移行加算及び経口維持加算について、咀嚼能力等の口腔機能及び栄養状態を適切に把握しつつ、介護保険における対応状況を参考に、口から食べる楽しみを支援するための多職種による取組プロセスを評価する。

### (4) 訪問系サービスにおける利用者のニーズへのきめ細やかな対応

#### ① 重度訪問介護における自動車によって障害者を移送する場合の駐停車時の緊急支援の評価

- ヘルパーは障害者に対して適時適切に必要な支援を行わなければならない責任を負っていることから、駐停車時の緊急的な支援を行った場合、その緊急性や安全管理等について報酬上の評価を行う。

#### ② 同行援護、行動援護における従業者要件等の経過措置の延長

- 同行援護及び行動援護において、従業者の人材確保の観点等から、従業者要件等に係る経過措置を令和5年度末まで延長する。

#### ③ 重度障害者等包括支援の対象者要件の見直し

- 重度障害者等包括支援の対象者の要件について、調査研究等において把握された利用実態を踏まえ、対象者要件の見直しを行う。

### 3 医療的ケア児への支援などの障害児支援の推進

#### 基本的な考え方

- 医療技術の進歩等を背景として、人工呼吸器等の使用、たんの吸引などの医療的ケアが必要な障害児（医療的ケア児）の支援について、前回改定で導入した医療的ケア児に係る判定基準を見直すとともに、障害児通所支援の基本報酬区分に医療的ケア児の区分を設定すること等を通じて、地域において必要な支援を受けることができるサービス提供体制を強化する。
- 放課後等デイサービスなどの障害児通所支援について、共通的な基本報酬を土台として、ケアニーズの高い障害児の支援や専門職による支援などを評価する報酬体系に見直すとともに、支援の質を向上させるための従業者要件の見直しを行う。
- 障害児入所施設について、「障害児入所施設の在り方に関する検討会」による提言などを踏まえ、人員配置基準の見直し、小規模グループケアやソーシャルワーカーの配置等を推進する。

#### 主な改定項目等

- (1) 医療的ケアが必要な障害児への支援
  - ① 見守り等によるケアニーズ等を踏まえた医療的ケア児に係る判定基準の見直し
  - ② 障害児通所支援における医療的ケア児の基本報酬区分の設定
  - ③ 看護職員加配加算の算定要件の見直し 等
- (2) 放課後等デイサービスの報酬体系等の見直し
  - ① 基本報酬の体系の見直し
  - ② 児童指導員等加配加算の見直し
  - ③ ケアニーズの高い障害児への支援及び専門職による支援の評価
  - ④ 家族支援の充実強化を図るための加算の見直し
  - ⑤ 支援の質を向上させるための従業者要件の見直し
- (3) 児童発達支援の報酬等の見直し
  - ① 児童発達支援センターとその他の児童発達支援の基本報酬の見直し  
※ 上記(2)の②～⑤について、児童発達支援も同様の見直しを行う。
- (4) 障害児入所施設における報酬・人員基準等の見直し
  - ① 福祉型障害児入所施設における人員配置基準等の見直し
  - ② 医療型障害児入所施設における加算要件等の見直し
  - ③ 障害児入所施設の18歳以上の入所者の地域移行の推進に係る報酬等の見直し 等

### 3 医療的ケア児への支援などの障害児支援の推進

#### (1) 医療的ケアが必要な障害児への支援

- ① 見守り等によるケアニーズ等を踏まえた医療的ケア児に係る判定基準の見直し
  - 厚生労働科学研究において開発された、見守り等によるケアニーズ等を踏まえた医療的ケア児に係る判定基準を導入する。
- ② 障害児通所支援における医療的ケア児の基本報酬区分の設定
  - 障害児通所支援において、判定基準のスコアの点数に応じて段階的な評価を行う「医療的ケア児」の基本報酬区分を創設する。
- ③ 看護職員加配加算の算定要件の見直し 等
  - 看護職員加配加算の算定要件について、上記の判定基準を導入し、以下の見直しを行う（障害児入所施設の看護職員配置加算も同様）。
    - ・ 一般の事業所：判定基準の基本スコアに該当する医療的ケア児に一定量以上のサービス提供があることを要件とする。
    - ・ 重心型の事業所：事業所を利用する児童の判定スコアの点数や一定量以上のサービス提供があることを要件とする。
  - 看護職員加配加算の算定対象となっていない看護職員については、現行の機能訓練担当職員の配置要件と同様に、配置基準上必要となる従業者の員数に看護職員を含めてよいこととする。

#### (2) 放課後等デイサービスの報酬体系等の見直し

- ① 基本報酬の体系の見直し
  - 受け入れる障害児の状態及び当該児童の割合に応じて定められている現行の区分1・区分2の体系を廃止する。
    - ※ 基本報酬について、経営状況を踏まえつつ、見直しの必要性を検討する。併せて、極端な短時間のサービス提供に係る評価の見直しを検討する。
- ② 児童指導員等加配加算の見直し
  - 児童指導員等加配加算（Ⅰ）の報酬単位数について、経営状況を踏まえつつ見直しを行うとともに、児童指導員等加配加算（Ⅱ）は廃止する。
  - 児童指導員等加配加算の対象資格に手話通訳士及び手話通訳者を追加する。
- ③ ケアニーズの高い障害児への支援及び専門職による支援の評価
  - 著しく重度および行動上の課題のあるケアニーズの高い児童への支援について評価する（仮称：要支援児加算）。
  - 虐待等の要保護児童等への支援について評価する（仮称：要保護加算）。
  - 専門職（理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・公認心理師等）を加配して行う支援を評価する（仮称：専門的支援加算）。
- ④ 家族支援の充実強化を図るための加算の見直し
  - 訪問支援特別加算を家庭連携加算に統合した上で、要件の見直しを行う。
  - 事業所内相談支援加算について、個別の相談援助だけではなくグループでの面談等も算定可能とした上で加算額を見直す。
- ⑤ 支援の質を向上させるための従業者要件の見直し ※ 一定の経過措置期間を設ける
  - 専門性及び質の向上に向けて、現行の「障害福祉サービス経験者」を廃止し、保育士・児童指導員のみ引き上げを行う。

## 3 医療的ケア児への支援などの障害児支援の推進

### (3) 児童発達支援の報酬等の見直し

#### ① 児童発達支援センターとその他の児童発達支援の基本報酬の見直し

- 児童発達支援センターとその他の児童発達支援事業所の基本報酬について、経営実態や児童発達支援センターの役割の重要性等を勘案しつつ、事業所の定員規模別の報酬単価も含めて見直しを行う。
- ※ 以下の事項については、放課後等デイサービスと同様の見直しを行う。
  - ・ 児童指導員等加配加算の見直し
  - ・ ケアニーズの高い障害児への支援及び専門職による支援の評価
  - ・ 家族支援の充実強化を図るための加算の見直し
  - ・ 支援の質を向上させるための従業者要件の見直し

### (4) 障害児入所施設における報酬・人員基準等の見直し

#### ① 福祉型障害児入所施設における人員配置基準等の見直し

- 主として知的障害児を入所させる施設（4.3:1）、主として盲児又はろうあ児を入所させる施設（乳児又は幼児 4:1・少年 5:1）の現行の職員配置について、質の向上を図る観点から4:1に見直すとともに、基本報酬の見直しについて検討する。
- 建物自体が本体施設から分離した場所（外部のアパート、法人所有の土地内の別建物等）で、小規模な生活単位を設けて支援を行う（サテライト型）ことを可能とし、当該支援を行った場合の評価を行う。
- ※ 看護職員配置加算については、障害児通所支援における看護職員加配加算と同様の見直しを行う。

#### ② 医療型障害児入所施設における加算要件等の見直し

- 重症心身障害児周辺児への支援の困難性を勘案し、重度重複障害児加算について、複数（2以上）の障害を有する障害児を支援した場合にも評価できるよう算定要件の見直しを行う。
- 強度行動障害児特別支援加算について、医療型障害児入所施設においても算定可能とする。
- 医療型障害児入所施設における小規模グループケアの促進を図る観点から加算要件を見直す（台所・便所の設置を不要とする）。

#### ③ 障害児入所施設の18歳以上の入所者の地域移行の推進に係る報酬等の見直し 等

- 強度行動障害を有する者が地域移行のためにグループホームにおいて体験利用を行う場合に、強度行動障害支援者養成研修・行動援護従業者養成研修の修了者を配置しているグループホームについては報酬上の評価を行う。〔1（1）③再掲〕
- 施設入所の際や退所して地域へ移行する際に家庭や地域と連携した支援を専門に行うソーシャルワーカーを専任で配置した場合、報酬上の評価を行う。
- 退所後を見据えた早い段階からの支援を促進するため、自活訓練加算の算定要件の見直しを行う。



## 4 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの推進

### 基本的な考え方

- 精神障害者等が地域社会の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を推進する観点から、障害福祉サービス等報酬において、地域包括ケアシステムの構築に資する取組を評価する。

### 主な改定項目等

- ① 夜間の緊急対応・電話対応の評価（自立生活援助） [1（2）⑤再掲]
- ② 地域生活支援拠点等の機能の充実を図るための見直し（短期入所・訪問系サービス・自立生活援助・地域定着支援） [1（3）再掲]
- ③ 地域移行実績の更なる評価（地域移行支援）
  - 前年度の地域移行実績が特に高いと認められる事業所について更なる評価を行う。
- ④ 可能な限り早期の地域移行支援の評価（地域移行支援）
  - 入院中の精神障害者に対する可能な限り早期の地域移行支援を推進する観点から、入院後1年以内に退院する場合について、更なる評価を行う。
- ⑤ 医療と福祉の連携の促進（自立生活援助・地域定着支援）
  - 精神障害者が日常生活を維持する上で必要な情報を精神科病院等に対して情報提供した場合について加算で評価を行う。
- ⑥ 居住支援協議会や居住支援法人と福祉の連携の促進（自立生活援助・地域移行支援・地域定着支援）
  - 地域相談支援事業者又は自立生活援助事業者が居住支援協議会や居住支援法人との連携体制を構築し、概ね月に1回以上、情報連携を図る場を設け、情報共有等を行うことを評価する。
  - 地域相談支援事業者や自立生活援助事業者において、居住支援法人と共同して、利用者に対して在宅での療養上必要な説明及び指導を行った上で、障害者総合支援法に基づく協議会や精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築における保健・医療・福祉等関係者による協議の場に対し、居住先の確保及び居住支援に係る課題を文書等により報告することを評価する。
- ⑦ ピアサポートの専門性の評価（自立生活援助・地域移行支援・地域定着支援・計画相談支援・障害児相談支援）
  - ピアサポートの専門性について、利用者と同じ目線に立って相談・助言等を行うことにより、本人の自立に向けた意欲の向上や地域生活を続ける上での不安の解消などに効果があることを踏まえ、一定の要件を設けた上で、加算により評価する。
  - ※ 就労継続支援B型についても、基本報酬の報酬体系の類型化に伴い、就労支援の実施に当たってのピアサポートの活躍を評価



## 5 感染症や災害への対応力の強化等

### 基本的な考え方

- 障害福祉サービスは障害のある方々やその家族の生活に必要な不可欠なものであり、感染症や災害が発生した場合であっても、感染対策等を講じながら、利用者に対して必要なサービスが継続的に提供されるよう、これらの発生に備えた日頃からの備えや業務継続に向けた取組を推進する観点から、運営基準について必要な見直しを行う。
- 今般の新型コロナウイルス感染症への対応に係る障害福祉サービス等の臨時的な取扱いについて、感染症や災害の発生時も含めた支援の継続を見据えて、就労系サービスにおける在宅でのサービス利用や報酬上の加算の算定に必要な定期的な会議の開催等に係るICT等の活用等について、平時においても可能な取扱いとする。

### 主な改定項目等

- (1) 日頃からの備えや業務継続に向けた取組を推進するための運営基準の見直し
  - ① 感染症の発生及びまん延等に関する取組の義務化
  - ② 業務継続に向けた計画等の策定や研修・訓練等の実施の義務化
  - ③ 地域と連携した災害対策の推進
- (2) 支援の継続を見据えた運営基準や加算算定の要件の緩和
  - ① 報酬上の加算の算定に必要な定期的な会議の開催等に係るICT等の活用
  - ② 就労定着支援の「対面での支援」における対面要件の緩和
  - ③ 就労移行支援及び就労継続支援における在宅でのサービス利用を促進するための利用要件の緩和 [2(1)⑦再掲]
  - ④ (就労系サービスの)基本報酬の算定に係る実績の取扱いに関する新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた柔軟な取扱い [2(1)⑧再掲]

## 5 感染症や災害への対応力の強化等

### (1) 日頃からの備えや業務継続に向けた取組を推進するための運営基準の見直し

#### ① 感染症の発生及びまん延等に関する取組の義務化

- 障害福祉サービス等事業者に対して、感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、各運営基準において、以下の取組を求める。その際、一定の経過措置（準備期間）を設けることとする。
  - ・ 施設サービス：委員会の開催や指針の整備、研修の定期的な実施等に加え、訓練（シミュレーション）の実施
  - ・ 訪問系・通所系・居住系サービス等：委員会の開催や指針の整備、研修や訓練（シミュレーション）の実施

#### ② 業務継続に向けた計画等の策定や研修・訓練等の実施の義務化

- 感染症や災害が発生した場合でも、必要な障害福祉サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての障害福祉サービス等事業者を対象に、運営基準において、業務継続に向けた計画等の策定や、研修、訓練の実施等を求めることとする。また、求めるに当たっては、一定の経過措置（準備期間）を設けることとする。

#### ③ 地域と連携した災害対策の推進

- 非常災害対策が求められる施設系、通所系、居住系サービス事業者について、運営基準において、災害訓練の実施等に当たって、地域住民との連携に努めることを求めることとする。

### (2) 支援の継続を見据えた運営基準や加算算定の要件の緩和

#### ① 報酬上の加算の算定に必要な定期的な会議の開催等に係るICT等の活用

- 報酬算定上必要な会議等について、テレビ会議等を対象とすることや、身体的接触を伴う必要がない又は対面で提供する必要のないサービスについて、テレビ会議等を用いたサービス提供を可能とする。

#### ② 就労定着支援の「対面での支援」における対面要件の緩和

- 就労定着支援について、障害者本人の希望や障害特性を踏まえ、「必要に応じた対面での支援」とし、ICTの活用を念頭に「対面」要件の緩和を行う。

#### ③ 就労移行支援及び就労継続支援における在宅でのサービス利用を促進するための利用要件の緩和 [2(1)⑦再掲]

- ④ (就労系サービスの) 基本報酬の算定に係る実績の取扱いに関する新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた柔軟な取扱い [2(1)⑧再掲]

## 6 障害福祉サービス等の持続可能性の確保と適切なサービス提供を行うための報酬等の見直し

### 基本的な考え方

- 障害福祉サービス等において利用者数・事業所数が大幅に増加しているサービスも見られるなど、その状況が変化する中で、制度の持続可能性を確保しつつ適切なサービス提供ができるよう、サービス提供を行う施設・事業所の実態等を踏まえた上で、報酬・基準等の見直しを行う。
- 障害福祉サービス等の現場の人材確保・ICTの活用による業務効率化を図るための報酬・基準等の見直しを行う。

### 主な改定項目等

- (1) 制度の持続可能性を確保しつつ適切なサービス提供を行うための報酬等の見直し
  - ① 経営状況やサービスの質に応じた評価を行うための基本報酬の見直し [一部再掲]
  - ② 初任者研修課程修了者の作成による居宅介護計画に基づくサービス提供に係る更なる減算
  - ③ 医療連携体制加算の算定要件の明確化 等
  - ④ 障害者虐待の防止への取組と身体拘束等の適正化
- (2) 障害福祉現場の人材確保・業務効率化
  - ① 人員配置基準における両立支援への配慮 等
  - ② 福祉・介護職員処遇改善加算等の見直し
  - ③ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の柔軟な配分を可能とする見直し
  - ④ 障害福祉現場の業務効率化を図るためのICTの活用 [5 (2) ①再掲]
- (3) その他経過措置の取扱い等
  - ① 食事提供体制加算の経過措置の延長
  - ② 送迎の実施理由を踏まえた送迎加算の継続
  - ③ 補足給付の基準費用額の見直し

## 6 障害福祉サービス等の持続可能性の確保と適切なサービス提供を行うための報酬等の見直し

### (1) 制度の持続可能性を確保しつつ適切なサービス提供を行うための報酬等の見直し

- ① 経営状況やサービスの質に応じた評価を行うための基本報酬の見直し〔一部再掲〕
- ② 初任者研修課程修了者の作成による居宅介護計画に基づくサービス提供に係る更なる減算
  - 居宅介護職員初任者研修課程修了者がサービス提供責任者である取扱いの廃止に向けて更なる減算を行う。
- ③ 医療連携体制加算の算定要件の明確化 等
  - 医療・看護について、医療的ケアを要するなどの看護職員の手間の違いに応じて評価を行う。
  - 医療機関等からの指示は、日頃から利用者を診察しているかかりつけ医や主治医、協力医療機関の医師から文書によって受けることを明確化する。
  - 福祉型短期入所について、特に高度な医療的ケアを長時間必要とする場合の評価を設ける。
- ④ 障害者虐待の防止への取組と身体拘束等の適正化
  - 障害者虐待防止の更なる推進のため、指定基準に以下の内容を盛り込む。その際、施設・事業所が対応を行うためには一定の時間を要すると見込まれるため、一定の準備期間を設ける。また、小規模な事業所においても過剰な負担とならず、効果的な取組が行えるよう、具体的な方法等を示す。
    - ① 従業者への研修実施の義務化
    - ② 研修実施や虐待が起こりやすい職場環境の確認、改善を行うための組織として虐待防止委員会（※）設置を義務化  
（※）虐待防止委員会に求められる役割は、虐待の未然防止や虐待事案発生時の検証や再発防止策の検討等
    - ③ 虐待の防止等のための責任者の設置の義務化
  - 身体拘束廃止未実施減算について、介護保険における運用基準及び適用要件を参考に、基準省令の見直しや減算要件の追加を行う。その際、施設・事業所が対応を行うためには一定の時間を要すると見込まれるため、一定の準備期間を設ける。なお、虐待防止の取組で身体拘束等の適正化について取り扱う場合には、身体拘束等の適正化に取り組んでいるとみなす。
  - 訪問系サービスについても、知的障害者や精神障害者も対象としており、身体拘束が行われることも想定されるため、基準省令に「身体拘束等の禁止」の規定を追加するとともに、身体拘束廃止未実施減算を創設する。

## 6 障害福祉サービス等の持続可能性の確保と適切なサービス提供を行うための報酬等の見直し

### (2) 障害福祉現場の人材確保・業務効率化

#### ① 人員配置基準における両立支援への配慮 等

- 障害福祉の現場において、仕事と育児や介護との両立を進め、離職防止（定着促進）を図る観点から、「常勤」要件及び「常勤換算」要件の一部緩和を行う。
- 障害福祉の現場において、安心して働くことのできる職場環境・労働環境を整える観点から、全ての障害福祉サービス等事業者を対象に、運営基準において、適切な就業環境維持（ハラスメント対策）を求めることとする。

#### ② 福祉・介護職員処遇改善加算等の見直し

- 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅳ）及び（Ⅴ）について、一定の経過措置期間を設けた上で廃止する。
- 福祉・介護職員処遇改善特別加算について、処遇改善加算（Ⅳ）及び（Ⅴ）と同様に一定の経過措置期間を設けた上で廃止する。
- 福祉・介護職員処遇改善加算の加算率について、平成30年度予算執行調査における指摘等を踏まえ見直す。
- 職場環境等要件について、当該年度における取組の実施を求めるとともに、内容を見直す。

#### ③ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の柔軟な配分を可能とする見直し

- 導入の趣旨を踏まえつつ、加算の更なる取得促進を図るとともに、より事業者が活用しやすい仕組みとする観点から、各事業所においてより柔軟な配分を可能とする見直しを行う。

#### ④ 障害福祉現場の業務効率化を図るためのICTの活用 [5(2)①再掲]

- 報酬算定上必要となる会議等について、テレビ会議等を対象とすることや、身体的接触を伴う必要がない又は対面で提供する必要のないサービスについて、テレビ会議等を用いたサービス提供を可能とする。

### (3) その他経過措置の取扱い等

#### ① 食事提供体制加算の経過措置の延長

- 栄養面など障害児者の特性に応じた配慮や食育的な観点など別の評価軸で評価することも考えられるかも含め、他制度とのバランス、在宅で生活する障害者との公平性等の観点も踏まえ、更に検討を深める必要があることから、今回の報酬改定においては、食事提供体制加算の経過措置を延長する。

#### ② 送迎の実施理由を踏まえた送迎加算の継続

- 就労継続支援A型及び放課後等デイサービスの送迎加算について、送迎の実施に関する実態調査の結果を踏まえて継続する。

#### ③ 補足給付の基準費用額の見直し

- 基準費用額について、障害福祉サービス等経営実態調査等を踏まえて見直す。